

沖縄県警察職員士気高揚委員会に関する訓令

発出年月日：昭和53年12月6日

文書番号：訓令19

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成23.10訓令16

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察職員（以下「職員」という。）の士気高揚に関し、総合的に調査研究、審議、推進するための士気高揚委員会の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(職員の心構え)

第2条 職員は、相互に意思疎通を促進するとともに参加意識をもつて要望、意見等を積極的に提案して事務の合理化等を図り、士気の高揚に努めなければならない。

(幹部の責務)

第3条 幹部は、厳正な規律の中にも真に愛情をもつて部下に接して部下との意思疎通を図り、部下からの提案を積極的に吸い上げ、提案について真剣に検討して士気の高揚に努めなければならない。

(士気高揚委員会の設置)

第4条 沖縄県警察本部（以下「本部」という。）に士気高揚委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長及び委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 委員 警務課長、会計課長、厚生課長、教養課長、監察課長、警察学校副校長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、那覇警察署副署長、沖縄警察署副署長、名護警察署副署長及び委員長の指名する者

(委員会の任務)

第6条 委員会は、職員の士気の高揚を図るため、次に掲げる事項に関し提案又は本部長から諮問された事項について調査研究、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 勤務制度、組織等の改善に関すること。
- (2) 人事、給与、昇任等処遇改善に関すること。
- (3) 事務の合理化、能率化に関すること。
- (4) 各種経費の効率的な執行に関すること。
- (5) 施設、装備の改善に関すること。
- (6) 福利、厚生及び余暇利用に関すること。
- (7) 広報、公衆接遇の適正化に関すること。
- (8) 各種事故の防止に関すること。

(9) 職員の資質の向上のための職場教養に関すること。

(10) その他士気の高揚に関すること。

(委員会の運営)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに開催し、議事を主宰する。

2 委員長は必要により、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、他の部課に処理させることができる。

(本部長への報告)

第9条 委員長は、委員会において調査研究、審議した事項及び結果を本部長に報告するものとする。

(所属委員会の設置)

第10条 本部各部及び各警察署に各所属名を冠した士気高揚委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。

(所属委員会の組織)

第11条 所属委員会は、委員長（以下「所属委員長」という。）及び委員（以下「所属委員」という。）をもつて構成する。

2 所属委員長は、本部各部にあつては各部庶務担当課長、各警察署にあつては副署長をもつて充てる。

3 所属委員は、当該所属職員のなかから別に定める選出基準によつて所属長（本部にあつては部長をいう。以下第12条及び第15条において同じ。）が指名する。

(所属委員会の任務)

第12条 所属委員会は、当該所属における第6条各号に掲げる事項に関し、提案又は委員会若しくは所属長から諮問若しくは下命された事項について調査研究、審議する。

(所属委員会の運営)

第13条 所属委員会の会議は、必要に応じて所属委員長が随時開催し、議事を主宰する。

2 所属委員長は、必要があると認めるときは、所属委員以外の者に対し、所属委員会への出席を求めることができる。

3 所属委員会の運営に関し必要な事項は、所属委員長が定める。

(提案)

第14条 職員は、第6条各号に掲げる事項について提案があるときは、別に定める提案書などにより所属委員会又は所属委員に提案するものとする。

2 その他提案について必要な事項は、別に定める。

(報告)

第15条 所属委員長は、所属委員会における審議結果について、所属長に報告するものとする。

2 所属長は、所属委員会における審議結果について、意見を付して委員会に報告するものとする。

(所属委員会の庶務)

第16条 所属委員会の庶務は、本部各部にあつては庶務担当課、各警察署にあつては警務課又は警務係において処理するものとする。

(表彰)

第17条 委員長は、委員会において採択された提案のうち、特に賞揚するに足りると認められるものの提案者を表彰するものとする。

2 所属長は、所属職員の提案のうち、所属で採択されたもので、特に賞揚するに足りると認められるものの提案者を表彰するものとする。

(会報の発行)

第18条 委員長は、随時会報を発行し、委員会における審議結果その他必要な事項を、所属を通じて全職員に周知させるものとする。

附則省略